

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

滋賀県知事 殿

平成 年 月 日

（ ） 建築士事務所 滋賀県知事登録第 号
名 称

所在地

電話 () 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

事業年度 年 月 日～ 年 月 日

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理である場合には、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士						名 名 名 名 名

